

介護予防・日常生活支援総合事業 運営の手引き
(令和2年4月1日から運用)

檜原村

平成30年度から、介護予防給付における介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、それぞれ訪問型サービスと通所型サービスへ完全移行されました。檜原村の訪問型サービス及び通所型サービスについては「サービス利用実績に応じた報酬設定」の観点から、原則として1回当たりの単価設定による報酬を用いることとします。従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と取り扱いが異なりますのでご注意ください。

1. 訪問型サービス

(訪問型相当サービス)

報酬請求上の注意点について

(1) 1回当たりの単位設定

訪問型サービス【区分と単位数】

| | | |
|--------|--|-----------------|
| 週に1回程度 | 267 単位/回 1,172 単位/月 ※1ヵ月の提供回数 5 回以上の場合 | 事業対象者 要支援1・2 |
| 週に2回程度 | 271 単位/回 2,342 単位/月 ※1ヵ月の提供回数 9 回以上の場合 | 事業対象者 要支援1・2 |
| 週に3回以上 | 286 単位/回 3,715 単位/月 ※1ヵ月の提供回数 13 回以上の場合 | 事業対象者 要支援2 |

○原則としてサービス提供実績に基づき、1回当たりの単価により請求します。

(例1) 週に1回程度の利用者に対し、1月に4回サービスを提供した。

→267 単位×4 回

(例2) 週に1回程度の利用者に対し、1月に5回サービスを提供した。

→1,172 単位

(例3) 週に2回程度の利用者に対し、1月に8回サービスを提供した。

→271 単位×8 回

(例4) 週に2回程度の利用者に対し、1月に9回サービスを提供した。

→2,342 単位

(例5) 週に2回程度の利用者で、1月に9回のサービス提供の予定であったが、体調不良により1月に3回の提供となった。

→271 単位×3 回

○支給区分 (1週間あたりのサービス回数)

あらかじめ、地域包括支援センターによる適切なアセスメントにより作成された介護予防サービス計画において、サービス担当者会議によって得られた専門的見地からの意見等を勘案して、標準的に想定

される1週間当たりのサービス提供の日数に基づき、各区分に位置づけてください。

利用者の状態像の改善に伴って、当初の支給区分において想定されたよりも、少ないサービス提供になること、又はその逆に傷病等で利用者の状態が悪化することによって、当初の想定された以上に多くのサービス提供になることがあり得ますが、その場合であっても、月の途中での支給区分の変更は不要です。

なお、この場合にあっては、翌月の支給区分については、利用者の新たな状態に基づいた区分を設定し、そのことについて介護予防サービス計画において定める必要があります。

(例1) 事業対象者で、週に1回の提供を想定していたが、状態の悪化に伴い1月に7回サービスを提供した。

→「週に1回程度」として、1,172単位を算定

(例2) 事業対象者で、週に2回の提供を想定していたが、状態の改善に伴い1月に4回サービスを提供した。

→「週に2回程度」として、271単位×4回を算定

(訪問型サービスA)

報酬請求上の注意点について

(1) 1回当たりの単位設定

訪問型サービスA【区分と単位数】

| | | |
|--------|----------|-----------------------|
| 週に2回まで | 234 単位/回 | 事業対象者 要支援1 要支援2 |
| 週に3回以上 | 3715 位/月 | 事業対象者 要支援2 |

○原則として、サービス提供実績に基づき、1回当たりの単価により請求します。

(例1) 事業対象者又は要支援1の利用者に対し、月に5回(週に1回程度)サービスを提供した。

→234単位×5回

(例2) 事業対象者又は要支援2の利用者に対し、月に20回(週に3回程度)サービスを提供した。

→3715単位

○事業対象者のサービス提供回数変更に伴う支給区分の変更

利用者の状態像の改善に伴って、当初の支給区分において想定されたよりも、少ないサービス提供になること、又はその逆に傷病等で利用者の状態が悪化することによって、当初の想定された以上に多くのサービス提供になることがあり得ますが、その場合であっても、月の途中での支給区分の変更は不要です。

なお、この場合にあっては、翌月の支給区分については、利用者の新たな状態に基づいた区分を設定し、そのことについて介護予防サービス計画において定める必要があります。

(例1) 事業対象者で、週に1回の提供を想定していたが、状態の悪化に伴い1月に7回サービスを提

供した。

→「事業対象者（週に1回程度）」として、329単位を使用

（例2）事業対象者で、週に2回の提供を想定していたが、状態の改善に伴い1月に4回サービスを提供した。

→「事業対象者（週に2回程度）」として、337単位×4回を算定

※訪問型サービスA（A3）については、特別地域加算は算定できません。ご注意ください。

訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）と訪問型サービス（介護予防訪問介護相当）を併用する場合には、両サービスの単位数の合計に次の通りの上限が設けられるので留意してください。

| | | |
|--------|------------|--------------|
| 週に1回程度 | 1,172 単位/月 | 事業対象者 要支援1・2 |
| 週に2回程度 | 2,342 単位/月 | 事業対象者 要支援1・2 |
| 週に3回以上 | 3,715 単位/月 | 事業対象者 要支援2 |

（例1）週に1回程度の利用者に対し、訪問型サービス（介護予防訪問介護相当）を月に2回、訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）を月に2回提供した。

→（267単位×2回）+（訪問型サービスAの回数単位×回数）≤1,172単位として算定

【日割り請求に係る取扱い】

月の提供回数が一定回数を超え、訪問型サービス費が月額単位数の場合、以下いずれかに該当するときは日割り計算を行います。

- ①区分変更
- ②サービス事業所の変更
- ③事業所指定有効期間満了
- ④事業所指定効力の一部停止の開始（解除）
- ⑤月途中で介護予防短期入所生活介護等を利用する場合 等

2. 通所型サービス

(通所型相当サービス)

報酬請求上の注意点について

(1) 1回当たりの単位設定

通所型サービス【区分と単位数】

| | | |
|--------|--|---------------|
| 週に1回程度 | 380 単位/回 1655 単位/月 ※1ヵ月の提供回数 5 回以上の場合 | 事業対象者 要支援1 |
| 週に2回以上 | 391 単位/回 3393 単位/月 ※1ヵ月の提供回数 9 回以上の場合 | 事業対象者 要支援2 |

○原則として、サービス提供実績に基づき、1回当たりの単価により請求します。

(例1) 事業対象者又は要支援1の利用者に対し、月に4回サービスを提供した。

→380 単位×4 回

(例2) 事業対象者又は要支援1の利用者に対し、月に5回サービスを提供した。

→1655 単位

(例3) 事業対象者又は要支援2の利用者に対し、月に8回サービスを提供した。

→391 単位×8 回

(例4) 事業対象者又は要支援2の利用者に対し、月に9回サービスを提供した。

→3393 単位

(例5) 週に2回程度の利用者で、月に9回のサービス提供の予定であったが、体調不良により月に3回のサービス提供となった。

→391 単位×3 回

○事業対象者のサービス提供回数変更に伴う支給区分の変更

利用者の状態像の改善に伴って、当初の支給区分において想定されたよりも、少ないサービス提供になること、又はその逆に傷病等で利用者の状態が悪化することによって、当初の想定された以上に多くのサービス提供になることがあり得ますが、その場合であっても、月の途中での支給区分の変更は不要です。

なお、この場合に当たっては、翌月の支給区分については、利用者の新たな状態に基づいた区分を設定し、そのことについて介護予防サービス計画において定める必要があります。

(例1) 事業対象者で、週に1回の提供を想定していたが、状態の悪化に伴い1月に7回サービスを提供した。

→「事業対象者（週に1回程度）」として、1655 単位を算定

(例2) 事業対象者で、週に2回の提供を想定していたが、状態の改善に伴い1月に4回サービスを提供した。

→「事業対象者（週に2回程度）」として、391 単位×4 回を算定

【日割り請求に係る取扱い】

月の提供回数が一定回数を超え、通所型サービス費が月額単位数の場合、以下のいずれかに該当するときは日割り計算を行います。

- ①区分変更
- ②サービス事業所の変更
- ③事業所指定有効期間満了
- ④事業所指定効力の一部停止の開始（解除）
- ⑤月途中で介護予防短期入所療養介護等を利用する場合 等

（通所型サービスA）

報酬請求上の注意点について

（1）1回当たりの単位設定

通所型サービスA【区分と単位数】

| | | |
|--------|----------|---------------|
| 週に1回程度 | 329 単位/回 | 事業対象者 要支援1 |
| 週に2回以上 | 337 単位/回 | 事業対象者 要支援2 |

○原則として、サービス提供実績に基づき、1回当たりの単価により請求します。

（例1）事業対象者又は要支援1の利用者に対し、月に4回（週に1回程度）サービスを提供した。

→329 単位×4回

（例2）事業対象者又は要支援2の利用者に対し、月に8回（週に2回程度）サービスを提供した。

→337 単位×8回

（例3）要支援2の利用者に対し、月に4回（週1回程度）サービス提供した。

→337 単位×4回

（例4）週に2回程度の利用者で、月に9回のサービス提供の予定であったが、体調不良により月に3回のサービス提供となった。

→337 単位×3回

○事業対象者のサービス提供回数変更に伴う支給区分の変更

利用者の状態像の改善に伴って、当初の支給区分において想定されたよりも、少ないサービス提供になること、又はその逆に傷病等で利用者の状態が悪化することによって、当初の想定された以上に多くのサービス提供になることがあります。その場合であっても、月の途中での支給区分の変更は不要です。

なお、この場合にあっては、翌月の支給区分については、利用者の新たな状態に基づいた区分を設定し、そのことについて介護予防サービス計画において定める必要があります。

（例1）事業対象者で、週に1回の提供を想定していたが、状態の悪化に伴い1月に7回サービスを提供した。

→「事業対象者（週に1回程度）」として、329単位を使用

(例2) 事業対象者で、週に2回の提供を想定していたが、状態の改善に伴い1月に4回サービスを提供した。

→「事業対象者（週に2回程度）」として、337単位×4回を算定

なお、通所型サービス（介護予防通所介護相当）と通所型サービスAについて、下記の通り上限が設けられております。併用する場合の上限は、両サービスの単位数の合計となります。

| | |
|-----------------------|-----------|
| 事業対象者 要支援1(週に1回程度) | 1655 単位/月 |
| 事業対象者 要支援2(週に2回程度) | 3393 単位/月 |

(例1) 週に1回程度の利用者に対し、通所型サービス（介護予防通所介護相当）を月に2回、通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）を月に2回提供した。

→ (通所型相当サービスの回数単位×2回) + (通所型サービスAの回数単位×2回) ≤ 1655 単位として算定